

議 第 18 号

令和3年3月25日提出

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「所長 副所長」を「所長 副館長 副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市立図書館に新たに副館長の職を設置するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（学校以外の教育機関の職員の職）</p> <p>第4条 熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>館長 所長 <u>副館長</u> 副所長 場長 教育審議員 所長補佐 館長補佐            場長補佐 主幹 主任学芸員 主任指導主事 事務長 主査 参事 主任            指導主事 社会教育主事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任技師            副主任 主事 技師 給食技師</p>	<p>（学校以外の教育機関の職員の職）</p> <p>第4条 熊本市教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>館長 所長 _____ 副所長 場長 教育審議員 所長補佐 館長補佐            場長補佐 主幹 主任学芸員 主任指導主事 事務長 主査 参事 主任            指導主事 社会教育主事 学芸員 研究員 司書 主任主事 主任技師            副主任 主事 技師 給食技師</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日施行する。